

飼養衛生管理基準案（牛、めん羊、山羊、水牛、鹿）

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等

【家畜防疫に関する最新情報の把握等】

- 1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページへのアクセス等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査に協力すること。

II 衛生管理区域の設定

【衛生管理区域の設定】

- 2 自らの農場敷地を、衛生管理区域（次の3～8までの衛生管理を行うことが必要な区域をいう。）とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。

III 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

【衛生管理区域への不要不急な者の立ち入りの制限】

- 3 衛生管理区域の出入口を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにし、及びやむを得ず立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該場所への看板の設置その他の必要な措置を講じること。（観光牧場など、多数の者が立ち入ることが想定される施設であって、衛生管理区域の出入口における手指や靴底の消毒等立ち入りの際の病原体持ち込み・持ち出し防止ルールをあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なルールであると確認している場合を除く。）

【衛生管理区域に立ち入る車両の消毒】

- 4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（機器を含む。以下同じ。）を設置し、立ち入る車両は出入りの際に当該設備を用いて消毒を行わせること。（当該消毒設備と同等以上の効果を有する設備を車両を入れる者が携行し、当該設備による消毒を行った場合を除く。）

【衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒】

- 5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に出入りの際に当該設備を用いて手指及び靴の消毒（手指については、十分な洗浄又は消毒）を行わせること。（当該消毒設備と同等以上の効果を有する設備を立ち入る者が携行し、当該設備による消毒を行った場合を除く。）

【他の畜産関係施設へ立ち入った者等が衛生管理区域へ立ち入る際の措置】

- 6 その日のうちに他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者等を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）は、必要がある場合を除き衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

【他の畜産関係施設で使用した物品等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置】

- 7 他の畜産関係施設で使用した又は使用したおそれのある物品であって、飼養する家畜に直接接触する物品を衛生管理区域内に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。

【海外で使用した衣服等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置】

- 8 過去4か月以内に海外で使用した衣服又は靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄又は消毒その他の措置を講じること。

IV 野生生物等からの病原体の感染防止

【給餌設備や給水設備等への野生生物の排せつ物等の混入防止】

- 9 畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生生物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じること。

【飲用に適した水の給与】

- 10 飲用に適した水を給与すること。

V 衛生管理区域の衛生状態の確保

【畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等】

- 11 畜舎等の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他体液（生乳は除く。）が付着した物品を使用する際は、1頭ごとに交換又は消毒をすること。

【空房や空ハッチの清掃及び消毒】

- 12 家畜の出荷等により畜房（畜舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいう。）やハッチが空になった場合には清掃及び消毒をすること。

【密飼いの防止】

- 13 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

VI 家畜の健康観察と異状がある場合の対処

【特定症状がある場合の早期通報と出荷停止】

- 14 特定症状（法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状をいう。以下同じ。）があるときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物及び排せつ物の移動・出荷を行わないこと並びに当該衛生管理区域内の物品をむやみに衛生管理区域外へ持ち出さないこと。

【特定症状以外の異状がある場合の出荷停止等】

- 15 特定症状以外で家畜の死亡率の急激な上昇や同様な症状を呈する家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）は、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、監視伝染病でないことが確認されるまで農場からの家畜の出荷・移動を行わないこと。監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、これ以外の異状が認められた場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

【毎日の健康観察】

- 16 毎日、飼養家畜の健康観察を行うこと。

【家畜を導入する際の健康観察等】

- 17 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況の確認、導入家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入家畜に家畜の伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

【家畜の出荷時の健康観察等】

- 18 家畜を出荷・移動する場合には、家畜に付着した糞等の汚れを取り除くとともに、出荷・移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。

VII 埋却等の準備

【埋却等の準備】

- 19 埋却の用に供する土地の確保（成牛1頭当たり概ね0㎡）又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じること。

注：平成23年10月1日以降に新しく農場を開設する場合、あるいは、既存の農場において畜舎を増設し飼養頭数を拡大する場合を除き、本事項に係る法第12条の6に規定する勧告又は命令は、当面は適用しない。

VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

【感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存】

20 次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存すること。

- ① 衛生管理区域に立ち入った者（所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属（過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）にあつては1週間以内に滞在した全ての国又は地域及び当該地での畜産関係施設への立ち入りの有無を追記）並びに当該立入日及び目的（所属等から明らかでない場合は不要。）（観光牧場など、多数の者が立ち入ることが想定される施設であつて、衛生管理区域の出入口における手指や靴底の消毒等立ち入りの際の病原体持ち込み・持ち出し防止ルールをあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なルールであると確認している場合を除く。）
- ② 所有者等が、海外に渡航した場合、その滞在期間及び国名
- ③ 導入した家畜の種類、導入元、頭数、健康状況及び導入日
- ④ 移動・出荷した家畜の種類、出荷・移動先、頭数、健康状況及び移動・出荷日
- ⑤ 飼養家畜の異状の有無。異状（死亡を含む）があつた場合は症状、頭数及び月齢

IX 大規模農場に関する追加措置

【獣医師の健康管理指導】

21 牛（成牛）、水牛では2百頭、牛（育成牛）、めん羊、山羊、鹿では3千頭以上の所有者（以下「牛等大規模所有者」という。）は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場の家畜の健康管理について指導を受けること。

【通報ルールの作成等】

22 牛等大規模所有者は、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ、直ちに（所有者等の許可を要することなく）通報することを規定したルールを作成し、全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底すること。

飼養衛生管理基準案（豚、いのしし）

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等

【家畜防疫に関する最新情報の把握等】

- 1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページへのアクセス等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査に協力すること。

II 衛生管理区域の設定

【衛生管理区域の設定】

- 2 自らの農場敷地を、衛生管理区域（次の3～9までの衛生管理を行うことが必要な区域をいう。）とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。

III 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

【衛生管理区域への不要不急な者の立ち入りの制限】

- 3 衛生管理区域の出入口を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにし、及びやむを得ず立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該場所への看板の設置その他の必要な措置を講じること。（観光牧場など、多数の者が立ち入ることが想定される施設であって、衛生管理区域の出入口における手指や靴底の消毒等立ち入りの際の病原体持ち込み・持ち出し防止ルールをあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なルールであると確認している場合を除く。）

【衛生管理区域に立ち入る車両の消毒】

- 4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（機器を含む。以下同じ。）を設置し、立ち入る車両は出入りの際に当該設備を用いて消毒を行わせること。（当該消毒設備と同等以上の効果を有する設備を車両を入れる者が携行し、当該設備による消毒を行った場合を除く。）

【衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒】

- 5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に出入りの際に当該設備を用いて手指及び靴の消毒（手指については、十分な洗浄又は消毒）を行わせること。（当該消毒設備と同等以上の効果を有する設備を立ち入る者が携行し、当該設備による消毒を行った場合を除く。）

【衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用】

- 6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に使用していた衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に使用していた靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に出入りする者はこれを確実に使用すること。（出入りする者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これを使用する場合を除く。）

【他の畜産関係施設へ立ち入った者等が衛生管理区域へ立ち入る際の措置】

- 7 その日のうちに他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、人工授精師、飼料運搬業者等を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）は、必要がある場合を除き衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

【他の畜産関係施設で使用した物品等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置】

- 8 他の畜産関係施設で使用した又は使用したおそれのある物品であって、飼養する家畜に直接接触する物品を衛生管理区域内に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。

【海外で使用した衣服等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置】

- 9 過去4か月以内に海外で使用した衣服又は靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄又は消毒その他の措置を講じること。

【処理済みの飼料の利用】

- 10 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する食品循環資源を飼料とする場合は、事前に加熱等適切に処理されたものを用いること。

IV 野生生物等からの病原体の感染防止

【給餌設備や給水設備等への野生生物の排せつ物等の混入防止】

- 11 畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生生物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じること。

【飲用に適した水の給与】

- 12 飲用に適した水を給与すること。

V 衛生管理区域の衛生状態の確保

【畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等】

- 13 畜舎等の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他体液が付着した物品を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては1頭ごとに交換又は消毒をすること。

【畜舎や空房の清掃及び消毒】

- 14 家畜の出荷等により畜房（畜舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいう。）が空になった場合には清掃及び消毒をすること。

【密飼いの防止】

- 15 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

VI 家畜の健康観察と異状がある場合の対処

【特定症状がある場合の早期通報と出荷停止】

- 16 特定症状（法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状をいう。以下同じ。）があるときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物及び排せつ物の移動・出荷を行わないこと並びに当該衛生管理区域内の物品をむやみに衛生管理区域外へ持ち出さないこと。

【特定症状以外の異状がある場合の出荷停止等】

- 17 特定症状以外で家畜の死亡率の急激な上昇や同様な症状を呈する家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）は、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、監視伝染病でないことが確認されるまで農場からの家畜の出荷・移動を行わないこと。監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、これ以外の異状が認められた場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

【毎日の健康観察】

- 18 毎日、飼養家畜の健康観察を行うこと。

【家畜を導入する際の健康観察等】

- 19 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況の確認、導入家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入

家畜に家畜の伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

【家畜の出荷時の健康観察】

20 家畜を出荷・移動する場合には、出荷・移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。

VII 埋却地等の準備

【埋却等の準備】

21 埋却の用に供する土地の確保（成豚1頭当たり概ね0㎡）又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じること。

注：平成23年10月1日以降に新しく農場を開設する場合、あるいは、既存の農場において畜舎を増設し飼養頭数を拡大する場合を除き、本事項に係る法第12条の6に規定する勧告又は命令は、当面は適用しない。

VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存

【感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存】

22 次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存すること。

- ① 衛生管理区域に立ち入った者（所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属（過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）にあつては1週間以内に滞在した全ての国又は地域及び当該地での畜産関係施設への立ち入りの有無を追記）並びに当該立入日及び目的（所属等から明らかな場合は不要。）（観光牧場など、多数の者が立ち入ることが想定される施設であつて、衛生管理区域の出入口における手指や靴底の消毒等立ち入りの際の病原体持ち込み・持ち出し防止ルールをあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なルールであると確認している場合を除く。）
- ② 所有者等が、海外に渡航した場合、その滞在期間及び国名
- ③ 導入した家畜の種類、導入元、頭数、健康状況及び導入日
- ④ 移動・出荷した家畜の種類、出荷・移動先、頭数、健康状況及び移動・出荷日
- ⑤ 飼養家畜の異状の有無。異状（死亡を含む）があつた場合は症状、頭数及び月齢

IX 大規模農場に関する追加措置

【獣医師の健康管理指導】

23 豚、いのししでは3千頭以上の所有者（以下「豚等大規模所有者」という。）は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又

は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場の家畜の健康管理について指導を受けること。

【通報ルールの作成等】

- 24 豚等大規模所有者は、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ、直ちに（所有者等の許可を要することなく）通報することを規定したルールを作成し、全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底すること。

飼養衛生管理基準案（鶏その他家きん）

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等

【家畜防疫に関する最新情報の把握等】

- 1 自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページへのアクセス等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査に協力すること。

II 衛生管理区域の設定

【衛生管理区域の設定】

- 2 自らの農場敷地を、衛生管理区域（次の3～9までの衛生管理を行うことが必要な区域をいう。）とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。

III 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

【衛生管理区域への不要不急な者の立ち入りの制限】

- 3 衛生管理区域の出入口を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにし、及びやむを得ず立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう、当該場所への看板の設置その他の必要な措置を講じること。（観光牧場など、多数の者が立ち入ることが想定される施設であって、衛生管理区域の出入口における手指や靴底の消毒等立ち入りの際の病原体持ち込み・持ち出し防止ルールをあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なルールであると確認している場合を除く。）

【衛生管理区域に立ち入る車両の消毒】

- 4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（機器を含む。以下同じ。）を設置し、立ち入る車両は出入りの際に当該設備を用いて消毒を行わせること。（当該消毒設備と同等以上の効果を有する設備を車両を入れる者が携行し、当該設備による消毒を行った場合を除く。）

【衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒】

- 5 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に出入りの際に当該設備を用いて手指及び靴の消毒（手指については、十分な洗浄又は消毒）を行わせること。（当該消毒設備と同等以上の効果を有する設備を立ち入る者が携行し、当該設備による消毒を行った場合を除く。）

【衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用】

- 6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に使用していた衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に使用していた靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴（家きん舎に立ち入る際に使用していた靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、出入りする者はこれを確実に使用すること。（出入りする者が当該衛生管理区域専用の衣服並びに衛生管理区域及び家きん舎専用の靴を持参し、これを使用する場合を除く。）

【他の畜産関係施設へ立ち入った者等が衛生管理区域へ立ち入る際の措置】

- 7 その日のうちに他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）は、必要がある場合を除き衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

【他の畜産関係施設で使用した物品等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置】

- 8 他の畜産関係施設で使用した又は使用したおそれのある物品であって、飼養する家きん、その死体又は当該家きんから生産される卵に直接接触する物品を衛生管理区域内に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家きんの管理に必要な物品を家きん舎に持ち込まないこと。

【海外で使用した衣服等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置】

- 9 過去2か月以内に海外で使用した衣服又は靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄又は消毒その他の措置を講じること。

IV 野生生物等からの病原体の感染防止

【給餌設備や給水設備等への野生生物の排せつ物等の混入防止】

- 10 家きん舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生生物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じること。

【飲用水の消毒】

- 11 野生生物の排せつ物が混入するおそれのある水を飲用水として用いる場合は消毒をすること。

【野生生物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕】

- 12 野鳥等の野生生物の家きん舎への侵入を防止可能な防鳥ネット（網目の大

きさが2 cm以下のもの又はそれと同等の効果を有すると認められるもの) その他の設備を設置するとともに、定期的にその設備の破損状況を確認し、遅滞なく破損箇所を修繕すること。

【ねずみや害虫の駆除】

- 13 家きん舎の屋根や壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所の修繕を行うとともに、ねずみやはえ等の害虫の駆除を行うために必要な措置を講じること。

V 衛生管理区域の衛生状態の確保

【家きん舎及び器具の定期的な清掃又は消毒等】

- 14 家きん舎等の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

【空家きん舎や空ケージの清掃及び消毒】

- 15 家きんの出荷等により家きん舎やケージ等が空になった場合には清掃及び消毒をすること。

【密飼いの防止】

- 16 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。

VI 家畜の健康観察と異状がある場合の対処

【特定症状がある場合の早期通報と出荷停止】

- 17 特定症状（法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状をいう。以下同じ。）があるときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物及び排せつ物の移動・出荷を行わないこと並びに当該衛生管理区域内の物品をむやみに衛生管理区域外へ持ち出さないこと。

【特定症状以外の異状がある場合の出荷停止等】

- 18 特定症状以外で家きんの死亡率の急激な上昇や同様な症状を呈する家きんの増加が確認された場合（その原因が家きんの伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）は、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、監視伝染病でないことが確認されるまで農場からの家きんの出荷・移動を行わないこと。監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、これ以外の異状が認められた場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を

求めること。

【毎日の健康観察】

19 毎日、飼養家きんの健康観察を行うこと。

【家きんを導入する際の健康観察等】

20 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況の確認、導入家きんの健康状態の確認等により健康な家きんを導入すること。導入家きんに家きんの伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。

【家きんの出荷時の健康観察】

21 家きんを出荷・移動する場合には、出荷・移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。

VII 埋却等の準備

【埋却等の準備】

22 埋却の用に供する土地の確保（成鶏100羽当たり概ね〇㎡）又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じること。

注：平成23年10月1日以降に新しく農場を開設する場合、あるいは、既存の農場において家きん畜舎を増設し飼養羽数を拡大する場合を除き、本事項に係る法第12条の6に規定する勧告又は命令は、当面は適用しない。

VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存

【感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存】

23 次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存すること。

- ① 衛生管理区域に立ち入った者（所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属（過去1週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）にあつては1週間以内に滞在した全ての国又は地域及び当該地での畜産関係施設への立ち入りの有無を追記）並びに当該立入日及び目的（所属等から明らかな場合は不要。）（観光牧場など、多数の者が立ち入ることが想定される施設であつて、衛生管理区域の出入口における手指や靴底の消毒等立ち入りの際の病原体持ち込み・持ち出し防止ルールをあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なルールであると確認している場合を除く。）
- ② 所有者等が、海外に渡航した場合、その滞在期間及び国名
- ③ 導入した家きんの種類、導入元、羽数、健康状況及び導入日
- ④ 移動・出荷した家きんの種類、出荷・移動先、羽数、健康状況及び移動・出荷日

- ⑤ 飼養家きんの異状の有無及び産卵個数又は産卵重量。異状（死亡を含む）があった場合は症状、羽数、日齢及び農場内の場所

Ⅸ 大規模農場に関する追加措置

【獣医師の健康管理指導】

- 24 鶏、うずらでは10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥では1万羽以上の所有者（以下「鶏等大規模所有者」という。）は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場の家きんの健康管理について指導を受けること。

【通報ルールの作成等】

- 25 鶏等大規模所有者は、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ、直ちに（所有者等の許可を要することなく）通報することを規定したルールを作成し、全従業員に周知徹底すること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底すること。

飼養衛生管理基準案（馬）

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等

【家畜防疫に関する最新情報の把握等】

- 1 自らが飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページへのアクセス等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査に協力すること。

II 衛生管理区域の設定

【衛生管理区域の設定】

- 2 自らの農場敷地を、衛生管理区域（次の3～5までの衛生管理を行うことが必要な区域をいう。）とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。

III 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

【衛生管理区域への不要不急な者の立ち入りの制限】

- 3 衛生管理区域の出入口を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにし、及びやむを得ず立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、当該場所への看板の設置その他の必要な措置を講じること。（競馬場、乗馬クラブなど、多数の者が立ち入ることが想定される施設であって、衛生管理区域の出入口における手指や靴底の消毒等立ち入りの際の病原体持ち込み・持ち出し防止ルールをあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なルールであると確認している場合を除く。）

【衛生管理区域に立ち入る車両の消毒】

- 4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（機器を含む。以下同じ。）を設置し、立ち入る車両は出入りの際に当該設備を用いて消毒を行わせること。（当該消毒設備と同等以上の効果を有する設備を車両を入れる者が携行し、当該設備による消毒を行った場合を除く。）

【厩舎に立ち入る者の消毒】

- 5 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に出入りの際に当該設備を用いて手指及び靴の消毒（手指については、十分な洗浄又は消毒）を行わせること。（当該消毒設備と同等以上の効果を有する設備を立ち入る者が携行し、当該設備による消毒を行った場合を除く。）

IV 野生生物等からの病原体の感染防止

【給餌設備や給水設備等への野生生物の排せつ物等の混入防止】

- 6 厩舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生生物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じること。

【飲用に適した水の給与】

- 7 飲用に適した水を給与すること。

V 衛生管理区域の衛生状態の確保

【厩舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等】

- 8 厩舎等の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他体液が付着した物品を使用する際は、1頭ごとに交換又は消毒をすること。

【厩舎や空房の清掃及び消毒】

- 9 馬の移動・出荷により馬房（厩舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいう。）が空になった場合には清掃及び消毒をすること。

VI 家畜の健康観察と異状がある場合の対処

【馬に異状がある場合の出荷停止等】

- 10 馬に異状が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）は、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、監視伝染病でないことが確認されるまで農場からの馬の移動・出荷を行わないこと。監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。

【毎日の健康観察】

- 11 毎日、飼養馬の健康観察を行うこと。

【馬を導入する際の健康観察等】

- 12 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況の確認、導入馬の健康状態の確認等により健康な馬を導入すること。導入馬に家畜の伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。

【馬の出荷時の健康観察】

- 13 馬を移動・出荷する場合には、移動・出荷の直前に当該馬の健康状態を確

認すること。

VII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存

【感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存】

14 次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存すること。

- ① 導入した馬の種類、導入元、頭数、健康状況及び導入日
- ② 移動・出荷した馬の種類、移動・出荷先、頭数、健康状況及び移動・出荷日
- ③ 飼養馬の異状の有無。異状（死亡を含む）があった場合は症状、頭数及び月齢

VIII 大規模農場に関する追加措置

【獣医師の健康管理指導】

15 馬では2百頭以上の所有者（以下「馬の大規模所有者」という。）は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場等の馬の健康管理について指導を受けること。

【伝染性疾病の発生予防等に関する情報の周知】

16 馬の大規模所有者は、馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底すること。